

◎新潟県告示第468号

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務の委任（昭和60年2月新潟県告示第401号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を委任する機関の名称中、「財団法人 消防試験研究センター」を「一般財団法人消防試験研究センター」に改める。
- 3 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の名称中、「財団法人 消防試験研究センター新潟県支部」を「一般財団法人消防試験研究センター新潟県支部」に改める。